



平成 31 年 1 月 25 日
内閣府（防災担当）

「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る政令を本日（1月25日（金））の閣議において、以下のとおり決定しました。

I 政令の概要

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金制度について、月賦償還による償還方法を追加するとともに、連帯保証人の必置義務を撤廃し、延滞利率を5%に引き下げる制度改正を行い、災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実強化を図ります。

○ 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの概要

市町村が、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、一定の貸付条件のもとで貸付けを行うことができる制度です。

II 今後の予定

1月30日（水） 公布

4月1日（月） 施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付 浅井、星野

03-5253-2111（代表、内線 51361・51358） 03-3593-2849（直通）

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令案

閣議決定（予定）：平成31年1月25日
公 布（予定）：平成31年1月30日
施 行（予定）：平成31年4月 1日

○ 災害援護資金制度の見直し

近年の社会情勢を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、所要の見直しを行う。

① 償還方法の拡充(月賦償還による償還方法を追加)

被災者の災害援護資金の円滑な償還と市町村の確実な債権回収に資するため、被災者が選択できる災害援護資金の償還方法に、月賦償還による償還方法を追加する。

② 保証人の要件緩和(連帯保証人の必置義務を撤廃)

被災等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付けを受けられるよう、災害援護資金の貸付条件の一つである連帯保証人の必置義務を撤廃する。

※ 引き続き、条例で連帯保証人を立てるかどうかについては、市町村の政策判断による。

③ 延滞利率の適正化(延滞利率を5%に引下げ)

近年の低金利の情勢を踏まえ、災害援護資金の違約金に係る延滞利率を10.75%から5%に引き下げる。

◆ 災害援護資金の貸付制度の概要 (下線は改正箇所)

○ 根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)

(1) 実施主体	市町村
(2) 対象災害	都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
(3) 受給者	(2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
(4) 貸付限度額	350万円
(5) 所得制限	あり
(6) <u>連帯保証人</u>	<u>必置</u> (※)
(7) 利率	年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)
(8) 据置期間	3年(特別の場合5年)
(9) 償還期間	10年(据置期間を含む)
(10) <u>償還方法</u>	<u>年賦又は半年賦</u>
(11) 貸付原資負担	国2/3、都道府県・指定都市1/3
(12) <u>延滞利率</u>	<u>年10.75%</u>

(※) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)(H31.4.1施行)により改正